

第 3 回 農 業 委 員 会 議 事 録

- 1 開催日時 令和2年3月25日 午後3時00分から4時40分
- 2 開催場所 音更町役場3階 特別会議室
- 3 出席者

委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	松 川 博	出席	11	白 川 勝	出席
2	伊 藤 雅 明	出席	12	平 尾 秀 元	出席
3	小 原 悟	出席	13	大 場 隆 明	出席
4	土 田 純 雄	出席	14	西 川 彰	出席
5	貞 廣 涉	出席	15	鈴 木 賢	出席
6	石 王 雅 士	出席	16	大 西 忠 義	出席
7	林 雅 浩	出席	17	石 川 清 光	出席
8	茂古沼 美 則	出席	18	高 野 春 夫	出席
9	田 守 文 夫	出席	19	木野村 英 明	出席
10	大 熊 秀 之	出席			

事務局

職 名	氏 名
事 務 局 長	福 井 明 宏
農 地 振 興 係 長	木 谷 康 臣
農 地 振 興 係 主 任	小 川 健 太 郎
農 地 振 興 係 主 事	笹 原 貴 彦

- 4 議事録署名委員
 - 12番 平尾 秀元 委員
 - 13番 大場 隆明 委員

- 5 付議した議案等

- 報告第1号 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんの結果報告について
- 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 報告第3号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人からの報告について
- 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知に係る確認について
- 議案第2号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請について
- 議案第3号 農地法第3条の規定による賃借権等設定の許可申請について
- 議案第4号 土地の現況証明願について
- 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第6号 特定農地貸付けに係る承認申請について

- 議案第7号 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんについて
議案第8号 音更町農地移動適正化あっせん基準の一部改正について
議案第9号 音更町農業委員会障がい者活躍推進計画について

協議案第1号 令和元年度活動点検・評価及び令和2年度活動計画等について

6 議事

(開会 午後3時00分)

- 議長 ただ今から、令和2年第3回音更町農業委員会総会を開催いたします。
ただ今の出席委員は19名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
議事録署名委員につきましては、12番 平尾委員、13番 大場委員を指名いたします。よろしくお願いたします。
報告第1号「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんの結果報告について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。
- 係長 (報告第1号第1項から第9項朗読、説明)
- 議長 説明が終わりました。みなさんからご意見等ございませんか。
- 委員 (全員なし)
- 議長 なければ、報告第1号を終了いたします。
次に、報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。
- 係長 (報告第2号第1項から第5項朗読、説明)
- 議長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。
- 委員 (全員なし)
- 議長 なければ、報告第2号を終了いたします。
次に、報告第3号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人からの報告について」の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。
- 係長 (報告第3号朗読、説明)
- 議長 説明が終わりました。みなさんからご意見等ございませんか。
- 委員 (全員なし)
- 議長 ここで、暫時休憩といたします。

(休 憩)

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。報告第3号を終了いたします。
次に、議案第1号「農地法第18条第6項の規定による通知に係る確認について」の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第1号第1項から第5項朗読、説明)
本件につきましては、いずれも、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。
なお、第1項につきましては、後ほど議案第3号において農地法第3条の規定による賃借権等設定の許可申請が、第2項につきましては、後ほど議案第2号において農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請が、第3項から第5項につきましては、後ほど議案第7号においてあっせんの申出がそれぞれございます。以上です。

議 長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第1号第1項から第5項の件について、要件を満たしているということによろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第1号第1項から第5項については、要件を満たしていると確認いたしました。
次に、議案第2号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請について」の第1項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第2号第1項朗読、説明)
なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の1ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま
す。以上です。

議 長 議案第2号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。
貞廣委員から、調査報告をお願いいたします。

5 番 こちらの案件ですが、議案を見ていただければ分かりますとおり、親子間での生前
贈与をするという中での農地の贈与となります。何ら問題はないかと思われま
す。以上です。

議 長 貞廣委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第2号第1項について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第2号第1項について、申請のとおり許可することに決定いたします。
続きまして、議案第2号第2項の件を議題といたします。事務局から説明を求めます。

事務局長 (議案第2号第2項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の1ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま
す。以上です。

議長 議案第2号第2項の案件につきましては、現地調査が行われています。
大場委員から、調査報告をお願いいたします。

13番 この案件につきましても親子間の贈与ということで、譲受人は法人を持っておりま
すけれども、今後も法人の方に賃貸借をするということで何ら問題はないと思われま
す。以上です。

議長 大場委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませ
んか。

委員 (全員なし)

議長 議案第2号第2項について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第2号第2項について、申請のとおり許可することに決定
いたします。
続きまして、議案第2号第3項から第5項については、関連がありますので、一括し
て議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第2号第3項から第5項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の2ページから3ページの「農地
法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断でき
ると思われま
す。以上です。

議長 議案第2号第3項から第5項の案件につきましては、現地調査が行われています。
貞廣委員から、調査報告をお願いいたします。

5番 議案第2号第3項、第4項、第5項全てですが、先月の総会にてご審議いただきま
した議案第2号第2項の3条の売買に関連いたしまして、その土地に隣接する土地に
ついての案件でございます。第3項につきましては義理のお父様との共有名義の土地
についての案件で第4項、第5項については義理のお父様単独で所有の残りの土地を
売買するものでございます。金額的には先月の案件と地続きの案件でございますので、

ほぼ同等の金額でございますので、問題はないかと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 貞廣委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第2号第3項から第5項について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第2号第3項から第5項について、申請のとおり許可することに決定いたします。続きまして、議案第2号第6項の件を議題といたします。事務局から説明を求めます。

事務局長 (議案第2号第6項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の3ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われまます。以上です。

議 長 議案第2号第6項の案件につきましては、現地調査が行われています。石王委員から、調査報告をお願いいたします。

6 番 この農地につきましては、以前は本件の譲渡人、譲受人の間で3条契約の賃貸借をしていた畑でございます。今回、売買で3条申請ということでございます。金額的には他の地区から比べると高めですけれども、こちらの地区ですと平均より少し低い金額であると思われまます。そのため、地域調和要件等、近隣に悪影響を及ぼす金額ではございませんので問題はないと思われまます。以上です。

議 長 石王委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第2号第6項について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第2号第6項について、申請のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第3号「農地法第3条の規定による賃借権等設定の許可申請について」の第1項の件を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局長 （議案第3号第1項朗読、説明）

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の4ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま
す。以上です。

議 長 議案第3号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。
白川委員から、調査報告をお願いいたします。

1 1 番 先日、借主にお話を伺ってまいりました。契約期間と賃借料並びに畑の位置などを
確認して、間違いがないということでした。賃貸料につきましては、地域の
平均的な価格であると思われま
すので問題はないと思われま
す。以上です。

議 長 白川委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませ
ん
か。

委 員 （全員なし）

議 長 議案第3号第1項について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委 員 （全員異議なし）

議 長 ご異議なしと認め、議案第3号第1項について、申請のとおり許可することに決定
いたします。
続きまして、議案第3号第2項から第5項については、関連がありますので、一括し
て議題といたします。事務局から説明を求めます。

事務局長 （議案第3号第2項から第5項朗読、説明）

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の4ページから6ページの「農地
法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断でき
ると思われま
す。以上です。

議 長 議案第3号第2項から第5項の案件につきましては、現地調査が行われています。
鈴木委員から、調査報告をお願いいたします。

1 5 番 先日、確認させていただきました。単価的にも地域の平均的な価格であると思いま
すので、許可相当であると思われま
す。以上です。

議 長 鈴木委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませ
ん
か。

委 員 （全員なし）

議 長 議案第3号第2項から第5項について、申請のとおり許可することに決定してよろ
しいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第3号第2項から第5項について、申請のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第4号「土地の現況証明願について」の第1項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第4号第1項朗読、説明)

なお、願出地につきましては、「調査書」の7ページから9ページのとおりであります。利用状況は宅地となっております。以上です。

議長 議案第4号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。田守委員から調査報告をお願いいたします。

9番 3月3日に事務局とともに土地の所有者の息子さん立会いのもと現地を確認してまいりました。「調査書」を見ていただければわかりますとおり、現地は音更帯広ICに隣接する土地でございます。今後、農地贈与をするにあたり、宅地まわりの農地と非農地の整理をしたいということでございます。高速道路が造られる際に建てられた倉庫等が農地にはみ出していることがわかり地目を変更したいということでございます。問題はないと思われます。以上です。

議長 田守委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第4号第1項について、願出のとおり証明することに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第4号第1項は、願出のとおり証明することに決定をいたします。続きまして、第2項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第4号第2項朗読、説明)

なお、願出地につきましては、「調査書」の10ページから12ページのとおりであります。利用状況は宅地となっております。以上です。

議長 議案第4号第2項の案件につきましては、現地調査が行われています。石川委員から調査報告をお願いいたします。

17番 20日に、ご本人立会いのもとお話を聞いてまいりました。お父様が亡くなられてしばらく経つのですが、その時に整理したら良かったのですけれどもというお話の中で、ご本人ももう何年かすると年金受給の対象者になるということで、そのための宅地まわりの整理でございます。もう既に宅地として使っておりますので問題はないかと思われます。以上です。

議 長 石川委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第4号第2項について、願出のとおり証明することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第4号第2項は、願出のとおり証明することに決定をいたします。次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件を議題といたします。

議案第5号につきましては、先に、第1項から第8項までの案件を一括審議し、そのあとに、第9項の審議を行います。事務局からの説明を求めます。

係 長 議案第5号第1項から第8項までにつきましては、先ほど、報告第1号あっせんの結果報告におきまして報告をさせていただいておりますので、ここでの説明は省略させていただきます。なお、第1項から第8項までにつきましては、別添「調査書」の13ページから15ページのとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第5号第1項から第8項について、議案のとおり決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第5号第1項から第8項について、決定いたします。

続きまして、議案第5号第9項の件を議題といたします。第9項については、松川委員に関する事案でありますので、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により、議事参与の制限となります。第9項を審議する前に松川委員退席のため、暫時休憩といたします。

(休 憩)

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。議案第5号第9項を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

係 長 (議案第5号第9項朗読、説明)

議案第5号第9項につきましても、先ほど、報告第1号あっせんの結果報告第9項におきまして報告をさせていただいておりますので、ここでの説明は省略させていただきます。なお、第9項につきましては、別添「調査書」の15ページのとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしていると考えます。

以上です。

議 長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第5号第9項について、議案のとおり決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第5号第9項について、決定いたします。
松川委員入室のため、暫時休憩といたします。

(休 憩)

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
次に、議案第6号「特定農地貸付けに係る承認申請について」の第1項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第6号第1項朗読、説明)

別冊にて配付させていただいております「議案第6号関係特定農地貸付け承認申請資料」に基づき説明させていただきます。

本件の申請につきましては、平成27年度から始めて6年目になります。市民農園の申請者及び実施場所につきましては、昨年度と変更ありません。

まず、1ページは位置図でございます。2ページは土地の地番図。3ページは区画割りりで昨年と同じく30区画になります。

4ページからの特定農地貸付協定書については、申請者と音更町との協定書の写しになります。8ページからは、特定農地貸付規程の関係であります。貸付期間は、令和2年4月1日から11月30日となります。また、昨年の実施状況につきましては、30区画のうち、23区画を貸付けした実績があるとのことです。また、昨年貸付けした区画につきましては、今年も仮予約が入っているとのことでございます。

11ページからは、市民農園の募集内容になります。名称はミルクアンドハニーガーデンで、貸付内容は昨年と同じ内容で、今回の総会に諮り、今年26日から募集を始めたいという内容となっております。

12ページは、参考資料でありまして、特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律の概要をまとめております。

2番の概要をご覧ください。(1)は、特定農地貸付けの定義です。①から③までございます。(2)は、特定農地貸付けの実施主体について記載しております。(3)特定農地貸付けの承認が農業委員会への手続き関係になります。

次の13ページでは、開設主体別に手続の内容が図式化されております。

図の2番目の仕組みに該当しております。農地の所有者が、①町と貸付け協定を結んだ後、②貸付規定を作成し、③と④農業委員会への申請をして、承認されますと、その後、⑤利用者へ、募集して農地使用に関する契約をしていくという流れになります。以上、簡単ではございますが説明とさせていただきます。

議 長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第6号第1項について、申請のとおり承認することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第6号第1項について、申請のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第7号「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんについて」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第7号第1項から第7項朗読、説明)

議 長 説明が終わりました。

本日、午後2時より、農地調整部会が開催されており、議案第7号のあっせんの適格者の選定が行われております。伊藤部会長から報告をお願いいたします。

2 番 あっせん適格者の報告をさせていただきます。

第1項、上然別地区のAさんからの新規貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、上然別地区の株式会社Bを選定いたしました。

第2項、神奈川県厚木市のCさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた西大牧地区のDさん(32歳)、西大牧地区のEさん(38歳)を選定いたしました。

第3項、南中新政地区のFさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた南中新政地区のGさん(55歳)、忍地区のHさん(52歳)を選定いたしました。

第4項、忍地区のIさんからの新規貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、新たに富士地区のJさん(59歳)を選定いたしました。

第5項、富丘地区のKさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、栄地区のLさん(51歳)を選定いたしました。

第6項、緑陽地区のMさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、新たに瑞穂地区の株式会社Nを選定いたしました。

第7項、昭和地区のOさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、新たに昭和地区のPさんの後継者でありますQさん(35歳)を選定いたしました。以上です。

議 長 ただ今、伊藤部会長からあっせんの適格者の報告がございました。適格者につきまして、みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第7号第1項から第7項について、報告のとおり決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第7号第1項から第7項について、報告のとおり決定いたします。
続いて、事務局からあっせん委員の報告をいたします。

事務局長 (あっせん委員の発表)

議長 ただ今、あっせん委員の発表がありました。あっせん委員のみなさんには、よろしくお願ひいたします。なお、あっせん委員会の日程につきましては、この総会終了後に事務局からご案内をいたします。

次に、議案第8号「音更町農地移動適正化あっせん基準の一部改正について」の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

係長 (議案第8号朗読、説明)

議長 説明が終わりました。皆さんから、ご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第8号について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第8号について、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第9号「音更町農業委員会障がい者活躍推進計画について」の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第9号朗読、説明)

議長 説明が終わりました。皆さんから、ご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第9号について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第9号について、原案のとおり決定いたします。

次に、協議案第1号「令和元年度活動点検・評価及び令和2年度活動計画等について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (協議案第1号朗読、説明)

農業委員会は毎年3月までに、「当該年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」と「次年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)」を取りまとめ、

市町村のホームページ等に30日以上公表し、地域の農業者等から意見及び要望等を募集することとされています。

また、地域の農業者等からの意見・要望を踏まえまして、6月末までに前年度の点検評価結果と当該年度の目標及びその達成に向けた活動計画を決定し、その内容を市町村のホームページに公表することとされています。

また、その内容は北海道を經由して、農林水産省経営局へ提出することになっています。

(点検・評価(案)と活動計画(案)説明)

以上、説明とさせていただきます。

議長 説明が終わりました。この件につきましては、本日午後1時30分より役員会で協議しております。

それでは、説明が終わりました。皆さんから、ご意見等ありませんか。

委員 (全員なし)

議長 協議案第1号について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。協議案第1号は、原案のとおり決定をいたします。以上で議案は全て終了しました。

以上をもちまして、令和2年第3回音更町農業委員会総会を閉会させていただきます。

(閉会 午後4時40分)

以上、会議の顛末を録し議事録とする。

令和2年3月25日